省　令

○厚生労働省令第百五十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「指定するもの（」の下に「第十二条及び」を加え、同条第二項中「第十二条」を削り、同条第三項中「指定するもの（」の下に「第十二条及び」を加え、同条第四項中「第十二条」を削る。

第十二条中「（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）」、「（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）」及び「（以下本条において「訪問調査」という。）」を削り、「全国調査第二種事業所」を「全国調査事業所」に、「地方調査第二種事業所」を「地方調査事業所」に改め、「訪問調査の」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の前年」を削り、「十二月三十一日」を「六月一日」に改める。

第四条第一項中「警戒区域等をその区域に含む調査区分」を「調査困難地域内」に改め、「（避難解除等区域（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。）にある事業所を除く。）」を削り、同条第二項中「警戒区域等」を「調査困難地域」に、「に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域」を「の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域」に改め、同項各号を削る。

第六条第一項第三号中「他事業所」の下に「（国内）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　消費税の税込み記入の別

第六条第一項第九号中「（委託生産費並びに管理及び販売に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号中「製造品出荷額等」を「製造品の出荷額、在庫額等」に改め、「（品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額（当該事業所の事業によらないものを除く。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び品目別製造品在庫額」を削り、同号を第十二号とし、同項中第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号から第十九号までを二号づつ繰り上げる。

第六条第二項第三号中「他事業所」の下に「（国内）」を加え、同項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　消費税の税込み記入・税抜き記入の別

第十三条第二項中「翌年五月三十一日」を「当年九月三十日」に、「翌年六月三十日」を「当年十月三十一日」に改める。

第二十一条第一項中「、二年」を「二年」に改め、「経済産業大臣の保存する準備調査名簿」の下に「の保存期間は一年とし」を加え、「調査票及び集計表」を「経済産業大臣の保存する調査票」に、「、三年」を「二年」に改め、同条第二項中「二年」を「四年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）

第二条　経済産業大臣は、この省令による改正後の工業統計調査規則第十三条第一項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第十八条の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十八年六月一日現在によって行った同規則第一条に規定する経済センサス活動調査の調査票の内容を記録したものを複写し、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成三十年三月三十一日まで保存するものとする。

○国土交通省令第七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三日

国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二十二の次に次の二条を加える。

（認定の取消しに係る公告）

第十条の二十二の二　特定行政庁は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したとき（法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　第十条の二十の規定は、前項の規定による公告について準用する。

3　法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項若しくは第三項の規定による許可を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

第十条の二十二の三　特定行政庁は、法第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したとき（法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消しをしたときを除く。第三項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　第十条の二十の規定は、前項の規定による公告について準用する。

3　法第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を取り消したときは、第一項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。